

まつまえ移住生活体験事業募集要項

1 目的

この事業は、松前町への移住等に関心のある方に対し、町内において生活体験できる場を提供することで、移住者と交流人口の増加を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、松前町とする。

3 対象

次のいずれも満たす方とする。

- 1) 松前町に移住や二地域居住などを検討されている方
- 1) アンケート調査及びパンフレット等への写真掲載に協力いただける方
- 2) 体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話などの常時連絡可能な通信手段を所有している方

4 募集期間

1) 第一次募集

令和4年12月1日（木）から令和5年1月20日（金）まで

2) 第二次募集

第一次募集終了後、随時受付

5 滞在期間

7日以上1年以内とする。

※事業実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 申込方法及び体験者決定方法

申込用紙をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、メール、FAX、郵送にてご提出下さい。

なお、募集期間内に、滞在期間の重複するお申込があった場合は、抽選で決定します。

7 決定通知

電話等で決定した旨、ご連絡します。

決定後に送付する「まつまえ移住生活体験事業」利用に関する覚書を締結することになりますので、記名、押印のうえご返送願います。

8 移住生活体験住宅

- 1) 名称 清部地区移住生活体験住宅

- 2) 住 所 松前郡松前町字清部498番地2
- 3) 構 造 補強コンクリートブロック造2階建（1棟2戸）
- 4) 面 積 69.56㎡
- 5) 間取り 2LDK
- 6) 賃貸料（家賃） 日額 1,900円（税込）
月額 57,000円（税込）
（光熱水費含む。）
- 7) 清掃料 滞在期間に応じて、清掃料が1回のみ発生します。
最初の賃貸料（家賃）と一緒に請求されます。
 - ・ 1か月未満 3,000円（税込）
 - ・ 1か月以上2か月未満 5,000円（税込）
 - ・ 2か月以上 10,000円（税込）

9 新型コロナウイルス感染症等について

新型コロナウイルス感染症等の状況により、事業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 問い合わせ、申込先

〒049-1592

北海道松前郡松前町字福山248番地1

松前町役場 政策財政課 政策推進係

TEL:0139-42-2275 FAX:0139-46-2048

E-mail: seisaku@town.matsumae.hokkaido.jp

11 その他

- 1) 住宅には、生活家電、家具、食器類のほか、日常生活に最低限必要と思われるものを備えておりますが、日常消耗品（洗面具や衛生用品など）は備えておりませんので、各自でご用意下さい。
- 2) 駐車場有り。（1台分）
- 3) 寝具類は備えておりませんので、各自でご用意下さい。
（町内で、布団レンタルは可能です。）
- 4) Wi-Fiを完備しています。パソコン等は各自でご用意下さい。
- 5) 住宅の利用に関する基本的な規則等は、快適な生活をするためにも大事なことなので、遵守していただきます。
- 6) ペットは同伴できません。
- 7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。